

## 医薬品物流管理業務委託提案書作成要領

### 1. 注意事項

- (1) 「医薬品物流管理業務委託仕様書」 に準拠して記載すること。
- (2) 提出書類の規格はA4版とし、両面印刷とする。ただし、A3版の資料を提出しようとする場合は、折込みすることで可とする。
- (3) 企画提案書は、分かりやすく簡潔に記載すること。
- (4) 資料を添付する場合は必要最小限のものとする。
- (5) 提案書等には自社名を記載しないこと。また、提案内容から自社名を推測されない内容とする。
- (6) 様式の指定のある箇所以外は自由記載とする。
- (7) 提案の概要・特徴等をまとめるとともに、文章を補完するためのイラスト、イメージ図又は写真等を使用しても構わない。

### 2. 提案書記載項目

- (1) 業務実績【様式第3号の2】（評価採点基準表番号1及び2）
  - ・当該業務のノウハウの提供を受けることができる本社、他支店での実績の記載も可とする。
- (2) 管理責任者の経歴【様式第3号の3】（評価採点基準表番号3）
  - ・従事内容については、管理責任者又は業務従事者の区別を記載すること。
- (3) 管理責任者及び従事者の業務別配置計画及び人数の積算根拠【様式第3号の3】（評価採点基準表番号3）
  - ・積算根拠については、提案した人数の必要性や業務遂行及び経費面等の積算にあたって考慮した点を記載すること。
- (4) 企業全体としての業務実施体制【様式第3号の3】（評価採点基準表番号4）
  - ・従事者の知識・技術ならびに人材育成を実施する体制について記載すること。
  - ・現場の従事者だけでなく、企業全体でのバックアップ体制について記載すること。
- (5) 医薬品の供給体制【様式第3号の4】（評価採点基準表番号5）
  - ・医薬品の調達ルート、方法等安定供給体制について記載すること。
  - ・時間外、緊急時の対応について具体的に記載すること。
  - ・災害時の対応について具体的に記載すること。
- (6) 業務実施方法の有効性【様式第3号の5】（評価採点基準表番号6）
  - ・業務実施するための運用体制、手法について具体的に記載すること。
  - ・貴社が提案する導入体制（従事者人数、導入機器等）及び契約後から運用開始までのスケジュー

ール（調査、職員研修等を含む）は、導入計画書に具体的に示すこと。

(7) 経営改善への貢献【様式第3号の6】（評価採点基準表番号7）

- ・薬価改定時も含め、契約期間中の薬品費縮減に関する提案を記載すること。
- ・高額医薬品の在庫管理方法の見直しや廃棄医薬品の減少等、コスト削減や経済効果を高めるための具体的な提案を記載すること。

(8) 業務改善への貢献【様式第3号の6】（評価採点基準表番号8）

- ・情報支援や業務の効率化に関する提案を記載すること。
- ・仕様書の要求事項以外に当院の経営に貢献する効果的かつ有効な提案を記載すること。

(9) 委託業務見積金額【様式第3号の7】（評価採点基準表番号11）

- ・消費税及び地方消費税（10%）を含む金額とする。
- ・業務の準備期間にかかる経費は業務受託者の負担とする。
- ・内訳は、内容を整理し、詳細に記載すること。
- ・見積の積算対象期間は令和4年10月1日から令和7年9月30日までの3ヶ年とする。事業に必要な経費について、仕様書における業務内容及び提案内容に基づき積算すること。
- ・見積金額は候補者選定のためのものであり、契約金額を保証するものではない。

(10) 医薬品値引率【様式第3号の8】（評価採点基準表番号9）

- ・記号Aは、医薬品リストの「(ウ) 加重平均値引率」に表示される数値を記載すること。
- ・記号Bは、下記算出方法に基づき、記号AからSPD委託料相当分を差し引いた医薬品値引率を計算し、記載すること。

(算出方法)

$$1 - \frac{\text{①医薬品の見積総額} + (\text{②医薬品SPD年間業務委託料} - \text{③削減した医療助手人件費})}{\text{④年間薬価}}$$

※計算結果を百分率で記載すること。また、百分率を四捨五入し小数第2位まで求めること。

①医薬品の見積総額＝医薬品リストの「(イ) 予定数×見積合計価格」に表示される数値

②医薬品SPD年間業務委託料＝様式3号の7に記載した委託料(月額)×12ヶ月

③削減した医療助手人件費(年額1,916,000円×2人)＝3,832,000円

④年間薬価＝医薬品リストの「(ア) 予定数×薬価合計金額」に表示される数値

- ・この医薬品提案値引率は、契約締結後の値引率を保証するものではないが、全国自治体病院協議会が公表する全国平均値引率を上回ることを念頭に、令和4年6月時点の達成可能な数値を記載すること。ただし、薬価基準の改正及びその他の事由により、契約単価の変更の必要が生じた場合には、双方協議の上、決定する。
- ・各年度の契約単価については、業者選定後、選定業者が提案した医薬品値引率を前提として双方協議のうえ決定することとする。
- ・ただし、選定業者が提案した医薬品価格にかかる目標値引率の達成状況については、毎年度検証を行うものとし、その結果良好と認められた場合に期間延長の契約を締結するものとする。

(11) 値引率の向上を図るための取組方針【様式第3号の8】（評価採点基準表番号10）

- ・医薬品リストをもとに、薬品費全体と調達可能な品目の薬品費縮減に関する考え方、方法等を記載すること。
- ・契約期間（最長3年）を通じて、当院では病床規模等を考慮した上で、少なくとも全国自治体病院協議会が公表する全国平均値引率を上回ることを期待していることを念頭に、より高い値引率を達成するための考え方（具体的な手段や見通し）について記載すること。
- ・なお、今期より妥結価格の遡及適用に関する提案も可とする。ただし、厚生労働省が定める診療報酬制度において減算とされるような妥結価格の遡及適用は行わないので留意すること。  
（現時点での制度の場合、9月末までには価格交渉を妥結させ、10月以降の妥結価格を9月以前に遡及することはできないものとする。）

(12) 医薬品の調達可能品目数【様式第3号の8】（評価採点基準表番号12）

- ・医薬品リスト上の調達可能品目の項目に「○」の記載があるものについて、品目数を下記区分毎に記載すること。

（区 分）

- ア 抗悪性腫瘍剤
- イ 血液製剤
- エ 新薬創出加算対象品目
- オ 麻薬、毒薬
- カ 稀少疾病医薬品
- キ その他

- ・調達可能品目数（合計／全体）が60%以上となる提案をすること。

(13) 導入計画書（評価採点基準表番号6）

- ・貴社が提案する導入体制（従事者人数、導入機器等）及び契約後SPD導入開始までのスケジュールを以下の項目を含め具体的に記載すること。様式は不問とする。
  - ア 業務に必要な調査・分析項目及びその実施スケジュール表
  - イ 機器等を持ち込む場合の搬入・設置スケジュール表
  - ウ その他業務に必要な作業項目すべてについての実施スケジュール表

(14) 医薬品リスト（評価採点基準表番号9及び12）

- ・調達可能な品目については、医薬品リスト上の「見積価格」に金額と「調達可能品目」項目に○を記載すること。